

☆ 施設入所利用料について ☆

※ 当老健は「基本型」の施設となります。

※ 清水町の地域区分が「7級地」のため、負担割合1割の方は、下記単位数に10.14円を乗じた額の1割が自己負担となります。

◆ 介護保険料 【夜勤体制加算 24単位、サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位含む】

《多床室》

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
基本(単位)	818	866	928	979	1,033	1日当り
日額(円)	829	878	940	992	1,047	
月額(円)	24,870	26,340	28,200	29,760	31,410	30日計算

《従来型個室》

基本(単位)	744	789	851	904	955	1日当り
日額(円)	754	800	862	916	968	
月額(円)	22,620	24,000	25,860	27,480	29,040	30日計算

+

- ① 初期加算 900単位(入所から30日間に限り 30単位/日が加算されます)
- ② 短期集中リハビリテーション実施加算 240単位×実施日数
- ③ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240単位×実施日数
- ④ 認知症ケア加算 76単位/日
- ⑤ 療養食加算 6単位/食
- ⑥ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
- ⑦ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 33単位/月
- ⑧ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40単位/月
- ⑨ 介護職員等ベースアップ等支援加算

◆ その他の費用

※ 介護保険負担限度額認定の対象となる方は、基本利用料(食費・滞在費)の減額があります。

項目	多床室		従来型個室	
	日額(円)	月額(円)	日額(円)	月額(円)
食費 (食材費+調理費相当)※	1,830	54,900	1,830	54,900
居住費 (光熱水費相当)	460	13,800	*	*
居住費 (室料+光熱水費相当)	*	*	2,000	60,000
日用品費	190	5,700	190	5,700
レクリエーション 娯楽費	200	6,000	200	6,000
合計	2,680	80,400	4,220	126,600

食費の内訳： 朝食) 450円/食 昼食) 690円/食 夕食) 690円/食

・文書作成料(診断書等) 1,100円/枚

介護老人保健施設 夢の樹の郷

【利用料金試算】

令和3年8月1日より

《多床室》

	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5	備考
第4段階	105,270	106,740	108,600	110,160	111,810	一般のご利用者
第3段階②	88,470	89,940	91,800	93,360	95,010	
第3段階①	67,170	68,640	70,500	72,060	73,710	
第2段階	59,370	60,840	62,700	64,260	65,910	
第1段階	20,700					

《従来型個室》

	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5	備考
第4段階	149,220	150,600	152,460	154,080	155,640	一般のご利用者
第3段階②	114,420	115,800	117,660	119,280	120,840	
第3段階①	93,120	94,500	96,360	97,980	99,540	
第2段階	60,720	62,100	63,960	65,580	67,140	
第1段階	35,400					

①上記利用料は、介護保険料（1割負担）＋食費＋居住費＋日用品費＋レクリエーション費を加え、30日計算で算出したものです。

尚、第1段階（生活保護）については、介護保険料の1割負担はありません。

②当試算において、一部の加算（初期加算・短期集中リハビリテーション実施加算・認知症短期集中リハビリテーション実施加算・認知症ケア加算・療養食加算・介護職員処遇改善加算）は含まれておりません。

③上記第1段階～第3段階については、特定入所者介護サービス費（介護保険負担限度額認定）の適用により区別され、その利用にあたっては事前に該当する市町村に申請が必要となります。



☆ 特に第1段階（生活保護）については、既に生活保護を受け（市町の生活保護課などで手続きされ）ている方についても改めて介護保険課等で負担限度額認定を手続きされないと、請求に関しては通常（第4段階）で処理される為、ご注意ください!!